

静岡県告示第50号の2

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、しいたけ等生産資材価格高騰対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年1月30日

静岡県知事 川勝平太

しいたけ等生産資材価格高騰対策事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、しいたけ等の生産者の経営の安定を図るため、しいたけ等生産資材価格高騰対策事業を実施する取組実施者及び取りまとめ者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「しいたけ等」とは、しいたけその他のきのこ類をいう。
- (2) この要綱において「しいたけ等生産資材価格高騰対策事業」とは、生産資材の国産化及び経費の削減に取り組み、次の期のしいたけ等の生産（以下「次期生産」という。）に必要な生産資材の導入を行う事業をいう。
- (3) この要綱において「取組実施者」とは、自らしいたけ等の生産を行う森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項1号に掲げる者に限る。）（以下「森林組合等」という。）であってしいたけ等の販売収入が事業収入の過半を占めるものをいう。
- (4) この要綱において「取りまとめ者」とは、取組実施者が行うしいたけ等生産資材価格高騰対策事業を取りまとめる市町及び森林組合等をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助の対象
次期生産に必要な生産資材の導入に要する経費のうち、知事が別に定めるもの
- (2) 補助率（額）
(1)に掲げる経費の2分の1以内（経費のうち燃油の購入費が15パーセントを超える取組実施者にあつては、10分の7以内）とし、取組実施者が行う補助事業1件当たり500万円を限度とする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ その他取組実施者又は取りまとめ者の所在地を管轄する農林事務所の長（以下「所長」という。）が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ所長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 事業費の増額又は事業費の30パーセントを超える減額をしようとする場合
 - イ 補助金額の増額を伴う補助率の変更をしようとする場合
 - ウ しいたけ等の品目の追加又は変更をしようとする場合
 - エ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第3号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ その他所長が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第4号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ その他所長が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して15日を経過した日（第5(1)エにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は令和5年9月30日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第5号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して30日を経過した日まで

第9 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、所長に提出するものとする。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

しいたけ等生産資材価格高騰対策事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

住所

法人にあつては、その主たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

令和 4 年度においてしいたけ等生産資材価格高騰対策事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業名							
取組実施者又は 取りまとめ者							
事業（実績）の内容							
品目名	次 生 産 量 A	単 価 B	補助率 C	支 援 単 価 D = (B×C)	事 業 費 E = (A×B)	補 助 金 額 F (=A×D)	適 要
	kg	円	%	円	円	円	
計							
事業完了 予定年月日	令和 年 月 日						
備考							

（注） 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

しいたけ等生産資材価格高騰対策事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたしいたけ等生産資材価格高騰対策事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

令和 年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

住所 { 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたしいたけ等生産資材価格高騰対策事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたしいたけ等生産資
材価格高騰対策事業の補助金として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

住所	〔 法人にあつては、そ の主たる事務所の所 在地 〕
氏名	

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名